

電子入札による入札の執行に係る事務マニュアル（事後審査、紙入札）

○事後審査に係る事務

電子入札執行時における事後審査は、開札後、一旦参加者全者に保留通知を発行し、システム外で落札候補者に対し入札参加資格審査申請書及び確認書類を紙媒体で提出を求めることとなるため、必要な様式を定める。

なお、様式については、郵送事後審査方式の様式を原則準用する。

様式1 入札参加資格審査申請書（電子入札）

※ この様式のほか個別の案件について必要な提出書類がある場合は、案件ごとに指示する。

○紙入札による参加の場合の入札手続き

電子入札執行時に何らかの障害により電子入札ができない者に対し、紙による入札が認められているため、紙入札時の入札手続きについて必要な事項を定める。

但し、紙入札により入札に参加する者にあつては、事前に「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」を提出しなければならない。

（入札公告、設計図書等の入手方法）

原則入札情報システムからのダウンロードとするが、不可能な場合は、CD-Rによる手渡しも可能とする。その際は、郵送事後審査方式と同様、時間を定めたうえ管財課窓口で未使用CD-Rと交換する。

（入札書提出方法）

書留郵便又は簡易書留郵便による郵送とする。但し、再度入札に参加する場合で、郵送する時間が無い場合は、持参による提出も可能とする。封筒の作成方法は、郵送事後審査方式と同様とする。

入札書提出期限については、郵送の場合は、電子入札システムの入札書の提出期限日必着とし、持参の場合は、電子入札システムの入札書の提出期限日時とする。

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。